

つくば市記者会 御中

発信日：令和6年（2024年）3月14日（木）

発信元：つくば市 福祉部 障害者地域支援室

取材依頼 周知依頼 募集告知 その他

障害者相談支援事業に係る消費税の 取り扱い誤りについて



消費税及び地方消費税相当額（以下、「消費税等」という。）の課税対象である障害者相談支援事業において、誤って非課税対象として取り扱い、消費税等の納付もれが判明しました。

なお、障害者相談支援事業とは、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等の相談に応じ、必要な情報提供等を行うもので、つくば市では民間事業者に委託している事業です。

【経緯】

- | | |
|------------|---|
| 令和5年10月4日 | 国の通知により、障害者相談支援事業は消費税の課税対象であること、また、自治体が当該事業を民間事業者へ委託する場合には、委託料に消費税等を加えた金額を支払う必要があることが明確に示された。 |
| 令和5年10月上旬 | 税務署に連絡。修正申告について説明を受ける。 |
| 令和5年10月中旬 | 当該事業の委託事業者（市内4法人）に状況説明と、修正申告額の算出依頼。 |
| 令和6年2月下旬 | 税務署と過年度分の納税額を相談。 |
| 令和6年3月中旬以降 | 市は委託事業者に未払いの消費税等を支払い、委託事業者は修正申告等を行う予定。 |

【市が委託事業者へ払う消費税等の額】

7,806,020円（平成30年度から令和5年度）

※各事業者の修正申告に伴い発生する延滞税等については、税額確定後に別途支払います。

【再発防止策】

国の通知や関係法令等の確認を徹底し、再発防止に努めます。